

選挙

みんなで守ろう「三ない運動」

●問い合わせ 大津町選挙管理委員会 (役場 総務課内) ☎096(293)3111

政治家の寄付禁止の対象例



町内会の集会などへの差し入れ



お歳暮・お年賀



落成式や葬儀への花輪・供花

※広報誌「総務省」(平成30年12月号)より抜粋

年 年末始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンです。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも、公職選挙法で禁止されています。

「三ない運動」とは、政治家は有権者に寄付を「贈らない」、政治家からの寄付を「求めない」、「受け取らない」という、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す運動のことです。

皆さん一人一人が「三ない運動」を心がけ、明るい選挙を実現しましょう。

介護

認知症サポーター養成講座が開催されます

●申し込み・問い合わせ 町地域包括支援センター ☎096(292)0770


受講した皆さんの声

昨年10月17日の講座は37人が参加しました。

「声かけや対応方法など、分かりやすく、身近に感じることができました。少しでも力になればと思います。」

「認知症の人への接し方は、小さい子どもや身体の不自由な人など、あらゆる人に対してできることだと思いました。」

「今後は、全家庭にオレンジリングが最低ひとつはあればいいなと思いました。」



認 知症サポーターは認知症の正しい知識や対応方法などを理解し、本人やその介護者をあたたく見守る人たちです。受講後に応援者であることを示す「オレンジリング」が渡されます。

町では小学生サポーターも誕生し、活躍しています。サポーターは、何か特別なことをするものではありません。相手が安心する声かけや見守りなどの小さな親切の積み重ねが大きな手助けとなります。

この機会にまずは、できることから始めてみませんか。家族、友人などと一緒にご参加ください。

- 日時 1月31日(木)午後7時～8時
- 場所 町老人福祉センター
- 申込期限 1月28日(月)

職業訓練

求職中の人を対象とした職業訓練コース案内

●問い合わせ ハローワーク菊池 訓練担当 ☎0968(24)8625



職 業訓練は、求職中の人々が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を実現するために、国(ハローワーク)が支援する制度です。

原則、無料で受講できます。一定の条件を満たすと、雇用保険などを受けながら職業訓練を受けることも可能です。詳しくはお問い合わせください。

- ① 訓練場所 大津町
 - 科目 FP経理パソコン科
 - 申込期限 1月25日(金)
 - 訓練期間 3月1日(金)～5月29日(水)
- ② 訓練場所 合志市
 - 科目 機械加工技術科、電気設備施工科、組込マイコン技術科、溶接加工科、電気設備サービ斯科、生産設備保全技術科、住宅リフォーム科、ビル設備サービ斯科
 - 申込期限 1月31日(木)
 - 訓練期間 3月5日(火)～8月28日(水)

※溶接加工科、電気設備サービ斯科、生産設備保全技術科、住宅リフォーム科、ビル設備サービ斯科は3月28日(木)まで

農業

農用地利用計画の変更申出受付を一時停止します

●申し込み・問い合わせ 農政課 農政係 ☎096(293)3116



町 では、優良農地の保全と農業の振興を図るため、「大津農業振興地域整備計画(農振計画)」を策定しています。

現在、平成30年度～31年度にかけて計画全体の見直し作業を行っています。見直し作業の一環として、農振農用地区域となる農地を確定させる必要があります。

そのため、年2回(5月期・11月期)受け付けている個別見直し(農用地区域からの除外、農用地区域への編入)のうち、平成31年度11月期及び平成32年度5月期の申出受付を一時停止します。

また、随時受け付けている農業用施設用地への用途区分変更申出の受付も、同様の理由により一時停止します。農地転用や開発行為を検討している人は、早めにご相談ください。

- 個別見直し申出書受付期限 (平成31年度5月期) 3月29日(金) 5月31日(金)
- 用途区分変更申出書受付期限 3月29日(金) 5月31日(金)

情報

町公式アプリの配信が始まりました

●問い合わせ 総合政策課 情報計画係 ☎096(293)5211

アプリをインストールする

このアイコンで探してね!



iPhoneの方はこちら



(iOS 9.0以降)

Androidの方はこちら



(Android 4.4以降)

※上記のQRコードを読み込む、または「App Store」「Google Play」で「大津町」と検索し、アプリをインストールしてください。

住 民の皆さんに役立つ情報を、どこにいても簡単に、素早く入手することができるよう、町公式アプリの配信が始まりました。

アプリは町ホームページのスマートフォン(タブレットを含む)対応版です。パソコンを持っていない人や、外出先でも、町の最新情報を簡単に検索できます。ぜひご利用ください。

店舗融資

店舗の新築・改装などの融資金利子補給制度

●申し込み・問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

店 舗の新築、改装、工場の機械や駐車場設備に必要な資金の融資を受けた場合、その利子の6割を町が補給する制度です。

補給を受けるためには、申請が必要です。その他の要件についてはお問い合わせください。

- 対象者 次の要件を全て満たすこと
 - ① 町内に住所と事業所を持つ、個人または法人。
 - ② 常時使用する従業員が20人以下の企業者。
 - ③ 過去1年以内において、町税を完納している人。
- 申請方法
 - 交付申請書、融資金証明書、事業計画書、工事設計書と工事見積書、納税証明書、返済計画書、利子受入実績証明書などを役場商業観光課へ提出してください。
- 申請に必要な書類は町ホームページでダウンロードまたは商業観光課にあります。
- 利子補給金の額
 - 平成30年1月1日から12月31日までの間に支払った借入金の利子(延滞利子を除く)の6割以内。
 - ※融資金の限度額は1,000万円。
- 申請期限 1月18日(金)

※申請後、審査を行いますので、補給時期は3月末頃の予定です。